

TOPIC 03

## 年金記録の再確認のお願い

持ち主のわからない年金記録（いわゆる「未統合記録」）については、これまで「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などにより、年金記録のご確認をお願いしてまいりました。しかし、いまだ約2,000万件の持ち主を確認できていない記録が残っています。この中に、ご自身の記録があった場合は、資格期間になる可能性があります。特に、旧姓やよく読み間違えられるお名前の読み方、本来とは異なる生年月日・お名前でご届出された可能性がある方は、その生年月日やお名前を年金事務所にご相談ください。

また、年金記録は「ねんきんネット」でも確認することができます。パソコンやスマートフォンをお持ちでない方、ご自宅でインターネットのご利用が難しい方は、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」(☎0570-058-555)にご連絡ください。ご本人確認の上、年金記録の一覧表示と年金記録照会の年金加入記録が郵送されます。

また、町民福祉課町民生活グループでも手続きいただくことにより、年金加入記録を確認することができます。窓口で手続きを行う場合は、本人確認書類（運転免許証など）とともに、年金手帳など基礎年金番号がわかるもの、またはねんきん定期便など照合番号がわかるものを必ずご持参ください。



TOPIC 04

## 第3号被保険者（専業主婦・主夫）からの手続きが遅れた方へ

会社員や公務員（第2号被保険者）に扶養されている配偶者（専業主婦：第3号被保険者）は、夫が退職したときや妻自身の年収が増えたときなどは、第3号被保険者から第1号被保険者への切り替えの届出をして、保険料を納めなくてはなりません。妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同様です。

この届出が2年以上遅れた場合、2年より前の期間は保険料を納付することができないため、保険料の未納期間が発生します。

「特定期間該当届」の手続きをすることにより、この未納期間について年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間、原則120月(10年)）に算入することができます。

さらに、「特定保険料納付申込」をすることにより、平成30年3月31日までの期間に、最大10年分の保険料を納めることができます。納めた保険料は、老齢基礎年金の年金額に反映されます。

「特定期間該当届」については、年金事務所または「ねんきん加入者ダイヤル」へお問い合わせください。

問い合わせ・ご相談

**○ねんきん加入者ダイヤル** ☎0570-003-004

月曜日～金曜日 午前8:30～午後7:00  
 第2土曜日 午前9:00～午後5:00  
 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

**○町民福祉課 町民生活グループ** ☎26-7871  
 (総合ケアセンター ゆくり内)

**○日本年金機構 苫小牧年金事務所** ☎0144-36-6135

平成29年度の  
国民年金保険料

月額 16,490 円

---

納付は口座振替が便利です。  
また、前納すると割引があり、お得です。詳しくは、町民福祉課国民年金担当窓口まで。

TOPIC 01

## 必要な資格期間が25年から10年に短縮されます

これまでは老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

平成29年8月1日時点で資格期間が10年以上25年未満の方には、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所および年金加入記録をあらかじめ印字した「年金請求書（短縮用）」ならびに年金の請求手続きのご案内が日本年金機構からご本人あてに送付されます。

請求手続きは平成29年8月1日以前でも可能です。「年金請求書（短縮用）」が届きましたら、年金事務所等で手続きしてください。

※すべての加入期間が国民年金第1号被保険者期間の方は、町民福祉課町民生活グループで手続きしてください。

生年月日	送付の時期
大正15年4月2日～昭和17年4月1日	平成29年2月下旬～3月下旬
昭和17年4月2日～昭和23年4月1日	平成29年3月下旬～4月下旬
昭和23年4月2日～昭和26年7月1日	平成29年4月下旬～5月下旬
昭和26年7月2日～昭和30年10月1日【女性】	平成29年5月下旬～6月下旬
昭和26年7月2日～昭和30年8月1日【男性】	
昭和30年10月2日～昭和32年8月1日【女性】	平成29年6月下旬～7月上旬
大正15年4月1日以前生まれの方	
共済組合等の期間を有する方	

TOPIC 02

## 国民年金保険料の後納制度

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより平成30年9月までの期間に限り、国民年金保険料を納めることができます。

後納制度をご利用いただける方

- 5年以内に保険料を納め忘れの期間がある方(任意加入中の保険料も該当します)
- 5年以内に未加入の期間がある方(任意加入の対象となる期間は該当しません)
- ※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

後納の申し出については、年金事務所または「ねんきん加入者ダイヤル」へお問い合わせください。

# 国民年金 だより

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどをご紹介します。